

蒲都市景観計画に基づく届出制度が7月1日から始まります

蒲都市では、平成31年4月1日に蒲都市景観計画を策定しました。この景観計画に基づき、景観計画区域内（市域全域）での、一定規模以上の建築物・工作物の建設や、開発行為などの行為について、**7月31日以降に着手する行為について届出が必要**となります。

Q 1. 蒲都市景観計画って何？

A 1. 景観法に基づく法定計画として、平成31年4月1日に蒲都市景観計画を策定しました。蒲都市景観計画では、本市の良好な景観形成に関して、将来の景観像や、行為の制限、景観形成の取り組み方針などを定めています。
計画書は、都市計画課の窓口又は蒲都市のホームページでご確認できます。

Q 2. どんなものが届出の対象になるの？

A 2. 一定規模以上の建築物や工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕や、開発行為、木竹の伐採、土地の形質の変更などの行為が届出の対象となります。
届出対象行為は、計画書30、31ページ（概要版4ページ）で確認できます。

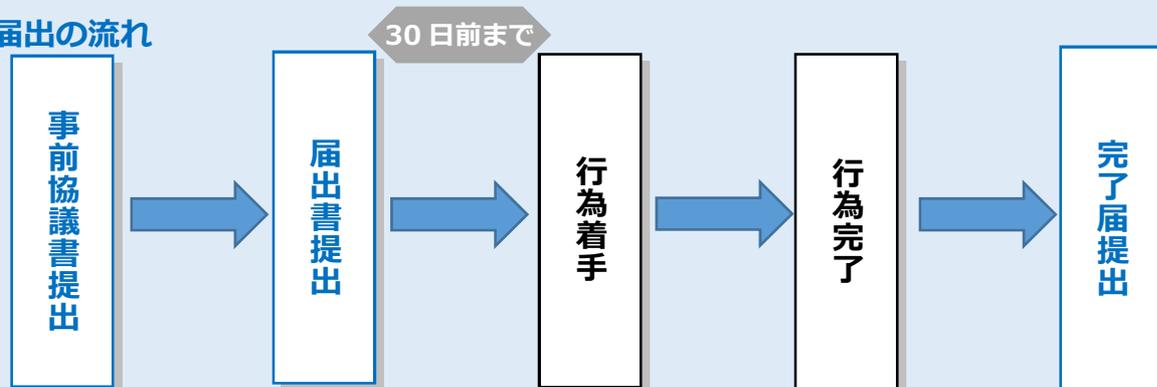
Q 3. 基準はあるの？

A 3. 景観形成基準として、外観の色彩など、行為の種類により定められています。色彩については、マンセル表色系に基づく数値基準を定めています。
景観形成基準は、計画書32～37ページ（概要版5、6ページ）で確認できます。

Q 4. 届出の方法は？

A 4. 行為着手の30日前までに届出が必要です。また届出内容の審査を円滑にするため、届出に際して事前協議が必要になります。

届出の流れ



問い合わせ先： 蒲都市都市開発部都市計画課（TEL:0533-66-1142、FAX:0533-66-1193）